



厚生労働省
東京労働局発表
令和4年12月28日

担	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 田村 滋康
	主任賃金指導官 中西 貴子
当	賃金指導官 江口 貴志
	電話 03-3512-1614

最低賃金・業務改善助成金周知強化期間第2弾を実施します

～今年も応援します！ TOKYO 1072 さいちんキャンペーンPART II～

東京労働局（局長 辻田博）は、東京都最低賃金額（1時間1,072円）を周知し、令和4年12月から拡充された「業務改善助成金」の利用を促進するため、「最低賃金・業務改善助成金 周知強化期間 第2弾 ～今年も応援します！ TOKYO 1072 さいちんキャンペーンPART II～」として令和5年1月4日から同年2月28日まで周知広報の集中的な取組みを行います（別添資料1）。

また、管内労働基準監督署等での最低賃金履行確保監督、各種説明会、個別の訪問支援等を通じて、最低賃金額及び拡充された業務改善助成金の周知を実施します。

【東京労働局における取組事項】

- 1 実施期間：令和5年1月4日（水）～2月28日（火）
- 2 主な取組事項
 - (1) JR 駅及び東京メトロ駅（赤羽駅、八王子駅、池袋駅、日本橋駅、北千住駅等）構内のデジタルサイネージ（J・AD ビジョン、Metro Concourse Vision）に、東京都のみならず、神奈川県、埼玉県、千葉県での最低賃金額及び業務改善助成金の広告を掲載。
 - (2) 東京メトロ全線に、最低賃金及び業務改善助成金の車内広告を再掲載。
 - (3) 各種団体に対し、最低賃金及び拡充された業務改善助成金のリーフレットを送付するとともに、メールマガジン等への広報記事の掲載依頼を実施。
 - (4) 労働基準監督署幹部による地域団体等への最低賃金及び拡充された業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。
 - (5) 最低賃金及び拡充された業務改善助成金について東京労働局 YouTube 公式チャンネル等を活用した情報発信を実施。